

# 経 済 産 業 省

令和4年9月16日

管内鉱山 鉱業権者 殿  
鉱業代理人

関東東北産業保安監督部  
鉱山保安課長  
鉱害防止課長

## 坑口等管理施設における適切な措置及び維持の徹底について

本年7月17日(日)に、管内秩父地域における鉱山において坑道に一般人が立ち入り、酸素欠乏症により死亡する事故が発生いたしました。

貴鉱山では、鉱山保安法の「自主保安」の精神に基づき、日頃、管理施設に対する点検等において万全の措置を講じられていることと存じます。

同様の事故を未然に防ぐ観点から、特に、下記事項については、貴鉱山に応じた具体的な点検を行い、当該施設に対して適切な措置を講ずるとともに、その維持について徹底いただくよう努めてください。

### 記

- ・廃止又は休止した施設において、立入禁止区域の設定、さく囲及び標識の設置、坑口の閉そくその他の適切な措置が講じられていること。

鉱山保安課	担当：総括係 藤井、永田 電話：048(600)0436[ダイヤルイン]
鉱害防止課	担当：総括係 福田、朝倉 電話：048(600)0446[ダイヤルイン]